情報通信審議会　電気通信事業政策部会

ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会（第10回）

議事録

１　日　時：　平成25年5月29日（水）　15:00～16:12

２　場　所：　総務省　共用10階会議室

３　出席者：

（１）委員

山内主査、酒井主査代理、舟田委員、清原委員、関口委員、吉川委員

（２）総務省

安藤電気通信事業部長、安藤総務課長、吉田事業政策課長、二宮料金サービス課長、柴崎事業政策課企画官、海野料金サービス課企画官、吉田事業政策課調査官、富岡事業政策課統括補佐、石谷事業政策課課長補佐、東事業政策課課長補佐、内藤料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

４　模　様：

○山内主査　それでは、皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、情報通信審議会　電気通信事業政策部会　ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の第１０回目の会合を開催いたします。

審議に先立ち、大変恐縮でございますが、総務省側に初めてご参加の方がいらっしゃいますので、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

＜事務局から挨拶＞

○山内主査　それでは、審議に移らせていただきます。

本日の会合でございますけれども、昨年８月の第９回会合に引き続きまして、平成２３年１２月２０日の情報通信審議会答申を踏まえまして、答申以降の取組状況等について、調査審議するという目的で開催するものであります。

したがいまして、本日の委員会では、事務局からこれらについてご説明いただきまして、その後に自由討議ということで進行させていただこうと思います。本日も活発なご

意見の交換をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

＜事務局から資料１０－１・資料１０－２について説明＞

○山内主査　どうもありがとうございました。今回の検証は、先ほどご説明にありましたように、毎年行う検証でありまして、最後にご説明があったように３年を目途に包括的な検証ということになっている、その前の段階のものということです。

今、ご説明いただいたように、内容については事務局のほうでいろいろなまとめをしていただいて、判断していただいたということでありますので、これについてご自由に意見を述べていただいて、我々委員会としての意見を申し上げたいというふうに思います。

それでは、内容につきまして、ご意見、あるいはご質問がありましたら、ご発言を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

ちなみに、資料１０－２というのは、これは報告書の形をとっているのでしょうか。

○富岡事業政策課統括補佐　資料１０－２は、検証結果の本文でございまして、報告書という製本された形ではないのですが、この内容をホームページにおいて公表しております。資料１０－１は、この資料の１０－２の内容を概要としてまとめたものという位置づけでございます。

○山内主査　ありがとうございます。いかがでございましょう。

○吉川委員　個別の表現云々ではなくて、全般的な感想、指摘をさせていただきたいと思います。

１番目は周波数政策と競争政策との関係です。資料の中でも７００メガヘルツ、９００メガヘルツが割り当てられたという表現がありますけれども、７００メガヘルツ、９００メガヘルツともプラチナバンドと呼ばれていて、非常に使いやすい周波数帯と呼ばれています。この７００メガヘルツについては、割り当てられた事業者が、後になって別の事業者の出資を受けるという形になりました。結果として、今、いわゆるＭＮＯは３グループになってきています。この１年間を見た場合に、競争状況の変化で言うと、携帯電話市場の寡占化の部分が一番大きかったのかなというふうに思います。周波数そのものは、いわゆるボトルネック設備という言い方はしないのですけれども、いろいろ

な事業者が、今ワイヤレス、モバイルを使いたい中で供給に限界があるということで、ボトルネック性を帯びてきているのではないかなと、こういうふうに考えております。

周波数を割り当てるということや、周波数、何メガヘルツ幅を持っているかということと、競争の評価というのは、あまり今まで議論になっていません。、やっぱりモバイルのスピード競争みたいなものが起こってきた場合に、今までは周波数政策と競争政策を別々で議論していたように思うのですが、別々のままで大丈夫でしょうかというのが一つと、それから、M&Aみたいなものが起こった場合に、後で周波数を没収するということも、これはなくはないと思うのです。海外ですと、合従連衡を起こした場合、その周波数を返してくださいというケースもあるのですが、こういったことを今後議論する必要性はないのでしょうかということです。

この包括的検証は、平成２５年１２月よりもっと後からということですけれども、たしか１．７ギガヘルツ帯と２．５ギガヘルツ帯の割当てが、もう近々だと思うのですが、理論的な枠組みを整理しておかないと何が起こるかわからない。事業者の方は、当然株主価値を最大化するために、ありとあらゆる抜け道と言ったら失礼ですけれども、ありとあらゆる方法はないか考えられる、これは当然だと思うのです。だけど、それに対して競争条件がちゃんと整っているかどうかというのは、一つ議論をする必要はあるかなと。それが１つ目です。

２つ目は、ＭＶＮＯについて、あまり議論されてないのですが、やっぱりＭＮＯが３グループになってきた場合のＭＶＮＯ振興策、今、日本はたしか４％から５％ぐらいの間だと、そういう数字があったと思うのですが、ここの振興策というのは議論しなくていいのでしょうかということです。

３つ目は、ＦＴＴＨとワイヤレス、ＬＴＥとかＷｉＭＡＸとかとの関係はどうなのかなと。光ファイバ、ＦＴＴＨを解約して、もうＬＴＥとかＷｉＭＡＸなどは、そっちに乗りかえたほうがいいですねというユーザーも出てきている。一種、競合状態になってきているという面もあるのですが、もちろん、ただ光ファイバというのは、基地局とかアクセスポイントまでは要りますので、光なくして、こういう無線サービスは成り立たないというのはあるのですが、競争していたり、共存していたりという、今、結構微妙なバランス関係にある中で、今までは市場の区分というのは、市場を画定するときは、一応固定は固定、モバイルはモバイルと言っていたのですが、今後を見通した場合に、市場の画定は、この見方でいいのですかね。まだ、ちょっと早いかもしれませんが、も

う既に部分部分起こってきているモバイルと固定との、ある意味での競争、あと共存、これをどう考えるかというのは今後の課題かなと、こんなふうな印象を受けました。

以上です。

○山内主査　ありがとうございました。事務局のほうから何かございますか。

○富岡事業政策課統括補佐　ありがとうございます。ご指摘いただいたような点は、まさに競争の枠組み、あるいは競争ルールの枠組み全般に関係する非常に重要なテーマであると思っております。そういう意味で、少なくとも包括的検証に向けた重要なご示唆をいただいたというふうに感じております。

１点目の周波数政策と競争政策との関係ということでいいますと、まず、周波数政策の中では、特定基地局の開設計画の認定を行う際に、最近は、この審査基準の中に電気通信事業の健全な発達という要素を入れて、ＭＶＮＯへの開放といったことも盛り込んでいるというふうに、少しずつ連携、融合は進んでいると言えると思います。

他方、事業政策、競争政策の観点の中で周波数の割当て状況をどう捉えるか、評価するかといったことは、確かにそれが、どの程度、競争条件に影響を及ぼすかという点は検証する必要があるのかなというふうに考えておりますので、近々にいろいろ割当てがある可能性はございますけども、競争ルールの全体の枠組みにかかわる重要な話ですので、包括的検証というものも視野に入れながら、その重要な論点ということで、ひとまず受けとめたいと思います。

２点目ですけども、ＭＶＮＯについてということですが、確かにソフトバンクのイー・アクセス買収といったことを受けまして、かなり３グループに収れんされてきたという議論がなされている中で、このＭＶＮＯをどのように捉えるかという点に注目が当たっているという状況にあると思います。

ＭＶＮＯについても、先ほどの移動体データ通信についてきちんとデータがとれていなかったということと同様に、我々のほうでも把握がどこまで十分であったかといったことがございまして、そういった点も含めて、まず、その実態を把握した上で、その影響や市場における立ち位置を捉えるべく、特に競争評価を中心に進めているところでございます。そういった中から、やはりこれを競争政策の中でどう位置づけていくべきかということは論点になり得るのだろうというふうに考えています。

３つ目のＦＴＴＨとワイヤレスとの関係ということで、これもよく若い世代などで、モバイルを持っているから有線のＦＴＴＨは要らないという行動様式も多いという声は

聞くところでございます。こちらにつきましても、どの程度代替性があると言えるのかという点に関し、供給側と需要側の両方の面から、競争評価のほうで現在分析を進めているところであり、そういったところを今後、包括的検証にどのように生かしていくか、あるいは検討をしないといけないかというところを、これから我々のほうでも考えなければならないというふうに思っています。

○山内主査　よろしいですか。

○吉川委員　はい。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ、清原委員。

○清原委員　今のスケジュールの話と少し関連しているのですけど、２１ページのところで、平成２５年度にブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度でモバイルのことを検証するとおっしゃったのです。そこが、すごく１３ページの禁止行為規制のことも平成２６年度の中で検討するかもということなので、非常に重要なところですけれども、２４ページのスケジュールですけども、モバイルのことを検証されるというのが、いつごろ、このスケジュールの中に出てきて、これは２６年度の実施の中でどうなっていくのか、ちょっと説明していただけるとありがたいのですけど。

○富岡事業政策課統括補佐　スケジュールは２４ページにございますけども、この包括的な検証をいつから実施するかというのは、まだ正確には決まっておりません。もともと制度整備後３年を目途にということで、２０１４年ということになりますが、それが具体的にいつからというのは、まだ検討しているところではございます。少なくとも、この平成２５年度の公正競争レビュー制度での検証結果や分析を十分踏まえた形で包括的な検証を実施するということになるのだろうということで、その意味で言うと、包括的な検証と公正競争レビュー制度に基づく検証がリンクしない形でばらばらに動くということにはならないのだろうというふうに思っております。モバイルの部分の検証というのは、この２５年度だけということになりますが、そのほか、この枠組みのほかの競争評価などでの議論も踏まえて論点を抽出し、包括的な検証につなげるということになるのかなというふうに考えております。

○山内主査　ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○酒井主査代理　今、吉川さんがおっしゃったようなことは非常に大きなテーマだと思いますけども、そこのところで、例えば１３ページのところで、モバイル通信事業者は３グループに集約されつつあると書いてあります。そこのところで非対称規制を維持する

べきかどうかという議論で、とりあえず非対称規制として維持していくことが適当というふうに書いてあって、その次に、もし課題があるなら見直しについても検討と書いてあります。これだと今は課題はないと。だけど課題が出たらというふうに見えるのですが、今の議論からすると、どうするかは別として、課題があることだけは事実のような気がするので、もうちょっと、この辺の課題については検討ということでもいいのではないかなと思いました。それから、少し違うものとして、その他になっていますけども、０ＡＢ－ＪＩＰ電話という話がありまして、このあたりについては、非常に競争政策と関係するところと同時に、固定にしろ、モバイルにしろ、電話というもののサービスをどうしたらいいのかというところの意識合わせをかなりちゃんとしないと、そこから先に一歩も進まない話になるとは思います。要するに、電話というのは、どうもやっぱり、データと電話を考えたときに、障害を考えても、世界的にデータよりも電話の障害のほうが大事だと、そんなふうな意識がちょっとありまして、一種の文化になっていますけども、このあたりについての考え方の見直しとか、そういったことは別の場でやると考えてよろしいのでしょうか。

以上２点です。

○富岡事業政策課統括補佐　まず１点目の既に課題が生じていると言えるのではないかというご指摘ですけども、まさに、どこまで明確な課題かという程度の差はともかく、やはり何らかの課題なのであろうというコンセンサスは確かにできつつあるのではないかという気がいたします。その意味で言いますと、平成２５年度の検証では、おそらくこのままの書き方では許していただけないのだろうなと思いますので、その点も踏まえまして、また検証を行っていきたいと思っております。

２点目の件ですけども、包括的検証は、どのように進めるかということは、まだ決まっていないところではあるのですけども、もともと本件が、いわゆる「光の道」構想、すなわちブロードバンドから始まってはいるものの、課題がある場合には競争ルール全体の見直しもあり得るということですので、当然、電話についての議論も排除するわけではないのだろうというふうに考えております。やはり、ブロードバンド化が進む中での電話の位置づけという視点を持ちつつ検証を行っていくということになるのかなと考えております。

○山内主査　そのほかに。どうぞ。

○舟田委員　個別具体的なことについて、今日、随分厚いものをいただきましたけども、

実は事前に読んでないものですから、そのことも含めて、もう少しご説明いただければということで、１３ページの真ん中あたりにＮＴＴ東西の県域等子会社のことが書かれています。これは禁止行為に当たるかどうかということで、総務省の考え方が書いてありますけども、よろしかったら、もう少し詳細に、このパブリックコメントのほうに書いてあるのかもしれませんけども、子会社が、ここに出ている例では、ＮＴＴドコモの商品を販売しているということについて、どういうことがあるのかということをお聞きしたいということです。

それから、２つ目は、「光の道」の議論のときに、県域等子会社において接続情報の不当な提供でしたか、あるいは漏えいだけでしたか、ちょっと詳しくは覚えていませんけども、それが行われたということが一つの問題になって、前回の事業法の改正、情報障壁をきっちりということにつながったというふうに記憶いたしておりますけども、そのことについては今日の議論でどこに当たるのか、もしかすると１５ページの上にあるところかもしれませんけど、ちょっとわからないので、それを教えていただきたいということです。とりあえず、その２つをお願いいたします。

○石谷事業政策課課長補佐　まず１点目の質問でございますけれども、ＮＴＴ東西の県域等子会社におけるＮＴＴドコモの商品の販売等に関する論点ですけれども、１３ページは概要が書いてございまして、詳細は参考資料１という三段表がある中の１３９ページというところで、詳細に書いております。基本的には、ご指摘のとおりＮＴＴ東西は禁止行為規制というものが課せられており、これに加えまして、先ほど舟田先生がおっしゃったように、２３年の法改正において、県域等子会社においても禁止行為を遵守せよと、そして、それをＮＴＴ東西としてはちゃんと監督してくださいと、そういう規定が加えられたというところでございます。

これを踏まえまして、禁止行為等規制の報告の中で、１４０ページ目の中間ぐらいにあるのですけども、我々として実際に県域等子会社を含む業務委託先子会社等との委託契約の内容についてもヒアリングさせていただきまして、実際に禁止行為規制を防止するというような措置というのを契約の中で実際に義務づけて、それを全社員を対象として、研修や他事業者の情報等の適正な取り扱いに係る管理体制の構築といったことも県域等子会社において実際講じていると、そういったところを確認して、その結果として禁止行為の趣旨を逸脱するような行為が行われていないというふうに判断させていただいたところでございます。

２点目の県域等子会社において情報流用が行われたということを踏まえた法改正について、今回のレビューでどこで検証しているかというところでございますけれども、これはまさにご指摘のとおり、１５ページの業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証というところでやってございまして、こちらもご意見としましては、いろんな事業者のほうからありました。これも禁止行為の遵守状況の報告書というものをＮＴＴ東西から毎年報告を受けておりまして、それに基づいて、実際、一定の措置が講じられているということを確認していると、そういった記述をさせていただいてございます。

○舟田委員　あと１点は感想みたいな、つまらない小さな点ですけれども、例えば２１ページに、今度、移動体データ通信サービスの契約数・シェア等について報告させて調べることになっておりますけれども、いつも移動体は、前も言ったかもしれませんけれども、市場シェアとか集中を、どの会社が何パーセントといいますけども、あれは基本的にはというか、総務省では伝統的に契約数ベースでやっているわけですね。普通、競争があるか、ないかとか、市場支配力があるか、ないかというために必要なのは市場シェアですけども、シェアは、原則は売上額でやっていると。売上額がわからないときは、売上数量というのが普通の見方です。そこで質問になるのですけれども、かなり前は、一契約者当たりの売上は、３社の中で１社がかなり多かったような気がしたのですけども、今は、もうほぼ近似しているという、そういう実態があるのか、全くイコールであれば、それは契約数であれば大体市場シェアもとれるのかもしれませんけども、その辺も今後、これはこれからやるということなので、そのデータも一緒にわかるようなことがあれば、より正確な状況もわかるのではないかと思います。これはお答えいただくというよりは、感想みたいなことですけども。

○山内主査　何かございますか。

○富岡事業政策課統括補佐　今の電気通信事業法上の指定電気通信設備の制度ですと、第一種指定電気通信設備のほうは、ある意味、設備のボトルネック性を見ているということですので、どちらかというと契約数に近い数で見るというところがございます。モバイルのほうは、第二種指定電気通信設備の判断は、同様にそういった数で見るやり方ですけども、禁止行為規制をかける際に、さらに上乗せ部分の基準があり、そちらは収益シェアで見ております。

その意味で言いますと、収益シェアで市場支配力を評価するということについては、現行制度でも一部行っているというふうに言えるのではないかなと思います。

○石谷事業政策課課長補佐　補足としまして、収益シェアが近似しているのではないかというご指摘がありましたけども、我々は毎年収益シェアについても報告を受けていまして、これは経営上の秘密にも当たるもので、表に出せるものではないのですけれども、実際、市場シェア１位の会社のシェアが、ちょっとずつ収益シェアが下がっていって、ほかの事業者の収益シェアが上がっているということは事実ではございます。

　ただ、それが完全に近似しているかといいますと、そういった判断にまでは至っていないということもありまして、その観点から、１３ページのところで、ここはちょっとふわっと書いているのですけども、市場シェアの収益格差に鑑みれば、ＫＤＤＩとソフトバンクは、まだ１位の会社とは差がありますので、対象として現時点では指定する必要性は認められないと。他方で、ＮＴＴドコモ、１位のシェアの会社につきましても、禁止行為規制を撤廃するほどまで収益シェアが下がっているわけではないと、そういうふうに判断しているところでございます。

○山内主査　関口委員、何か。

○関口委員　皆さんにお話しいただいたので、私がしゃべるところがないのですが、１点だけ質問させていただきたいと思います。モバイル市場について、規制の根拠も一種とは大分違う状況で、私も今２１ページに書いてあるモバイル接続料算定に係る研究会で、接続に関してはガイドラインの策定等に関与はしているのですけども、利用者料金のところについては、今後どのようなことが政策的に可能なのかという点が、ちょっと関心がありまして、７ページのところで事実を絵にされて、実態としての平均的な利用者の利用料、通信料に比べると、少し高止まりなのではないかということの指摘があるのですけども、これが競争政策の中で利用者料金規制と直接には結びつかない規制だとは思うのですが、どのような形で市場を今後誘導していったらいいのかとか、少しご説明いただければと思います。

○富岡事業政策課統括補佐　７ページにモバイルの料金について、ちょっと詳細に書いておりますけども、これをもって総務省が利用者料金を規制しようとしているというわけではありません。世界的に見ても、モバイルの分野で直接小売料金の規制を行っているという国は、ほとんどないのではないかというふうに思います。モバイル分野は、特にボトルネック性といったものが少なくとも固定ほどはないという中で、競争が働いていけば、おのずと料金も下がるであろうという考え方のもとに、小売料金については規制しないということになっているのだと思います。

料金について、利用者にとってよいものがより安くということの重要性は否定できないと思いますので、そのためにどうするべきなのかということになります。例えば接続料の部分で何かをすれば、そういったことにつながっていくのかといった関連性や、どういうルールにすれば、料金にどのような影響を及ぼすのかといったことをよく検討した上で、制度の見直しが必要かどうか、あるいは必要な場合、どういった制度にすべきかという点を検討していかないといけないのではないかというふうに考えております。

すみません、答えになっていますでしょうか。

○関口委員　いえいえ、ありがとうございます。要は、この７ページのところは、何か直接的に今後のことを念頭に置くというよりも、まずは事実をファクトとして開示するという趣旨でよろしいということですよね。

○富岡事業政策課統括補佐　そうですね。

○関口委員　ありがとうございます。

○山内主査　どうぞ。

○吉田事業政策課長　各委員からモバイルの話を随分いただいておりまして、やはりこの分野は、我々も非常にこれから競争政策などで重要になってくると考えている分野ではございます。

先ほどにもありますとおり、モバイルについては、例えばデータの数字自体を我々もきちんと今まで把握できていなかったという部分もあります。例えば資料１０－２の８ページとかをごらんいただきますと、これはブロードバンド市場環境に関する検証の契約数ということですが、移動体データ通信サービスについては、この脚注にあるとおり、データすら正確に把握できていないという状況で、こういうことをきちんと把握できるような報告規則の改正をこのたび行っております。それが先ほどご説明申し上げたような点の分析もできるようにしていこうということで、一つ一つ取り組んでいるところでございまして、そういう中で、資料の７ページにございます料金の部分というのは、現在把握できる状況の中で、どういう実態があるのかというのを、まずは分析していこうというものです。当然、料金というのは、今は基本的には自由化されておりますので、我々が直接何かをするというよりは、やはり弊害が起きていないかどうか最終的には見ていくことになりますけども、基本的には自由にやっていただく。ただし、現実としては、先ほど３グループとおっしゃっいましたが、この３グループが、基本的な料金は同じでありながら、さまざまなインセンティブによっていろいろ差別化しているという実

態が、競争の中で出てきておりますので、そのような市場をどういうふうに見ていくかということを、これから議論していかなければならないと考えております。そういう観点から、基となるデータも充実させつつ、今後の議論の中で、さらにいろいろ我々としても考えていきたいですし、ご示唆をいただければと、ご意見をいろいろいただければと思っております。

○山内主査　この点いかがですか。今いろいろご意見いただきましたけども、特に追加的に。

○酒井主査代理　先ほど吉川委員がおっしゃったように、モバイルの部分というのは、もちろん端末数とかいろいろありますけども、割り当てられた帯域というのが、ある意味では国民の財産を割り当てたと言うか各社にこれとこれだけあげますよとなっているので、逆にそれをちゃんと有効利用してくれないと困るわけですから、その割り当てられた財産である帯域というのを、そこにファクターとして入れたほうがいいのかもしれないという気がいたします。単純には、もちろん売上とか数とか、そういう話だと思いますけども、そこのところで、ほんとうは割り当てられた帯域を有効に利用して、なるべく安く料金で提供してくださる会社が一番ありがたいわけですので、そのあたりも含めてご検討いただければと思います。

○山内主査　ほかにご意見どうですか。どうぞ、吉川委員。

○吉川委員　全体的な話で、もう一つつけ加えさせていただきたいのですが、今回の報告も、どっちかというと国内のマーケットを見ているのですけど、モバイルというのはグローバルな、インターナショナルなマーケットでもあると。電波利用料の検討会で、私、何度か指摘させていただいているのですが、ＳＩＭカード、海外のＳＩＭカードは日本で常時ローミングで使われるというような事態も出てきています。

　先ほど、移動体データ通信の契約者数等のデータを、今後、報告対象にするということでしたけれども、どこまで常時ローミングのデータがとれるかどうは別にして、私が申し上げたいのは、結構海外の制度との歪みといいましょうか、ギャップがないかどうかも、今後モバイルは見ておかないといけないのかなと。これから日本がＴＰＰの交渉に参加する、ほかにもＥＵとのＦＴＡ、ＥＰＡ等々、いろいろ通商交渉が、いろいろなところで起こっています。こういうときに、特にモバイルについては、国際間の制度の歪みを利用したアービトラージを行う事業者も当然出てくるでしょうと。消費者にとって利益になるかもしれませんし、利益にならないかもしれませんが、もう少しちょっと

グローバルな視点を入れる必要があるかなと。もともと例の光の道をやるときのタスクフォースは、グローバル時代のＩＣＴ政策タスクフォース、グローバルがついていて、結局かなりドメスティックな議論をしていたのですが、いよいよグローバルな話をしないといけない時代が来ているかなと、こういうふうに思っています。

○山内主査　ほかにご意見いかがでしょうか。

　ありがとうございます。モバイルの話がかなり皆さんのご関心事であり、また、これからの検討事項であるというようなご指摘があり、事務局からも先ほどのようなお話があったわけですけれども、全体について、追加的にご意見いかがですか。――特によろしゅうございますか。

　それでは、資料１０－１及び資料１０－２ですけれども、事務局にまとめていただいたこの資料につきまして、１点だけ、先ほど酒井先生からございました１３ページのところの課題の問題というところについては、少しご検討いただくということがあろうかと思いますけども、そのほかについては全体的なご意見を伺ったという理解にさせていただこうというふうに思います。ありがとうございました。

　それでは、本日の議論は、この辺で終了とさせていただきたいと思いますが、次回の日程等について、事務局からお願いします。

○富岡事業政策課統括補佐　次回の委員会の開催日程については、現時点では未定でございますが、また決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、以上で第１０回の会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、ご出席、また活発なご議論いただきまして、どうもありがとうございました。